



---

# 新型コロナウイルス感染症 自宅療養者への訪問看護対応ガイド

---

(大阪府訪問看護ステーション協会)



2021年9月1日(2022年1月27日修正)

一般社団法人 大阪府訪問看護ステーション協会

## 目 次

はじめに	2
I. 事前の体制整備	2
II. 訪問要請(指示受け)～初回訪問までの準備	2
III. 訪 問	
(1) 訪問前に自宅療養者宅へ電話	3
(2) 訪問セットの準備	3
(3) 自宅療養者宅到着:ケア前の準備	3
(4) ケアの実施	4
(5) 自宅療養者、ご家族への説明、指導	5
(6) 退室時の実践	6
(7) 関係各所への連絡	6
IV. 隔離(療養)解除の対応について	6
V. ご家族や支援者の濃厚接触の確認と助言	6
VI. 新型コロナウイルス感染症に関わる訪問看護報酬等	7
VII. 契約・重要事項説明について	7
VIII. 情報収集チェックリスト等	
1) 基礎情報の収集(項目例/チェックリスト)	8
2) 電話問診による情報収集(項目例/チェックリスト)	8
3) 訪問前に自宅療養者宅へ電話/チェックリスト	9
4) 訪問セットの準備(物品等/チェックリスト)	9
IX. 参考資料	
1) 「健康観察」事業について	10
2) 個人防護具(PPE)の着脱手順例	10
3) 療養解除時の対応	11
4) 自宅療養者、ご家族への説明に活用できる案内チラシ等	
A 「ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと」(厚生労働省)	11
B 「新型コロナウイルスなどの感染症対策としての ご家庭でのマスク等の捨て方」(環境省)	12
C 「新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう」(厚生労働省、経済産業省、消費者庁)	12
D 大阪府民の新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口	13
引用・参考文献	14

## ■ はじめに

新型コロナウイルス感染症の陽性者に対しては、原則として各都道府県等の保健所において、健康観察等や入院調整がされる。しかし、感染の急拡大により健康観察や入院調整に時間を要し、自宅等においても必要な医療・看護が提供できない事例が生じている。このため、自宅療養者に、必要な医療・看護が適時適切に行われるための対応ガイドを作成した。また、地域に感染を広げないようにするには、対応する訪問看護師が感染しないよう細心の注意を払う必要がある。本ガイドは、府独自の情報等も掲載しており、府内訪問看護事業所には、是非、ご活用いただきたい。

## ■ I. 事前の体制整備

### (1) 地域の訪問看護事業所間における対応体制の検討

・地域で、自宅療養する新型コロナウイルス感染者ないしは濃厚接触者(以下「陽性者等」とする)が発生したときの対応体制をあらかじめ定めておく。

### (2) 入院困難・待機者が発生した場合の対応に関する行政等との事前合意

・保健所・地区医師会・市町村と、陽性者等が入院不能時の対応を合意できているとよい。

※陽性者等の在宅医療に対応できる機関をリストアップし、一覧表を作成する。  
病院・診療所、訪問看護ステーション、薬局、在宅酸素事業者等  
※当該市町村において、自宅療養者に訪問できる訪問看護事業所で情報を共有し、一つの事業所に負担がかからないよう配慮する

### (3) 市町村ごとに、異なる支援サービスが存在するため、事前に情報収集をしておく

### (4) 府内では、保健所依頼の訪問看護師による「健康観察」事業も別途あるため、把握しておく

⇒[「健康観察」事業について \(P9 参照\)](#)

## ■ II. 初回訪問までの準備

### (1) 訪問要請・依頼

- 陽性者等のうち自宅への訪問が必要と判断した場合、保健所・医師から訪問依頼がある。
- 医師の指示を受ける場合、通常と異なり、短時間や最小限の回数で訪問看護にあたることを伝え、密な連携のもと、緊急対応の在り方等、事前に話し合いを行っておくことが望ましい。
- 地域によりケアマネジャーやその他機関からの依頼もありうることを心得ておく。

### (2) 基礎情報収集

保健所・医師から、訪問看護要請が入った場合は、基礎情報を収集する。ケアマネジャー等からの訪問看護依頼時は、一旦地域の保健所等に相談することが望ましい。

⇒[基礎情報収集項目／チェックリスト\(P7 参照\)](#)

### (3) 自宅療養者(家族)に対する電話問診

訪問看護要請を受託したら、すみやかに自宅療養者(家族)に電話連絡をし、情報収集ならびに問診をする。

⇒[電話問診による情報収集項目／チェックリスト \(P7 参照\)](#)

介護環境による電話問診時の例 [「電話問診による情報収集項目」に加え実施]

【A:独居の場合】・身の回りのサポートをしてくれる人がいるかを確認する

- ・サポート者がいる場合は、買い物サポートを依頼するよう助言する
- 買い物サポートでは、玄関のドアノブにかけておくなど直接接触を回避

【B:同居家族がいる場合】

- ・家族・知人等ケア提供者へ自宅内での感染予防対策について説明する

### 新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項(日本環境感染学会とりまとめ)

- 1.感染者と他の同居者の部屋を可能な限り分ける
- 2.感染者の世話をする人は、できるだけ限られた方(一人が望ましい)にする
- 3.できるだけ全員がマスクを使用する
- 4.小まめにうがい・手洗いをする
- 5.日中はできるだけ換気をする
- 6.取っ手、ノブなどの共用する部分を消毒する
- 7.汚れたリネン、衣服を洗濯する

(引用:厚生労働省. 新型コロナウイルスの感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項(日本環境感染学会とりまとめ))

## ■Ⅲ. 訪 問

### (1)訪問前に自宅療養者宅へ電話

- ・訪問時間が決まったら自宅療養者宅へ電話連絡を入れ、事前説明を行う。
- ・訪問日時、体温測定等、換気、ドアの解錠、同席者のマスク着用、PPE 着用の同意など  
⇒ [訪問前に自宅療養者宅へ電話/チェックリスト\(P8 参照\)](#)
- ・訪問は、できれば専属で職員を配置するか、1 日の最後に訪問するなど工夫する。
- ・複数名による訪問ができると、訪問時間の短縮、緊急連絡等が行いやすい。

### (2)訪問セットの準備

PPE やアルコール、ケア物品、ゴミ袋等の訪問セットを準備する。

⇒ [訪問セットの準備 チェックリスト \(P8参照\)](#)

### (3)自宅療養者宅到着:ケア前の準備

自宅療養者宅に持ち込む荷物は必要最低限に！ 自分を守るため、PPE は惜しまず使しましょう。

#### 【A. 到着後の事前準備等】 清潔ゾーン

- ① 持って入らないといけない器材等は、最小限とし、袋等に入れる
- ② 自宅療養者宅に入る前にアンダー手袋をつけておく。

- 記録は事業所等で行うため、記録に必要な筆記具などは自宅療養者宅に持ち込まない
- 体温計・血圧計・モニター類などは、可能な限り自宅療養者宅のものを使用、又は、自宅療養者専用のもを用意し置いておく
- 他の利用者とは共有するものがある場合は、使用后、自宅療養者宅を退室する際に袋に入れて持ち出し、使用後は必ず消毒をする

#### 【B. 自宅療養者宅玄関への入室】 準清潔(不潔)ゾーン

- ① 玄関を開ける。自分自身が玄関に入る前に、そのまま少し換気をする。
- ② 換気後も玄関はしめずに 10cm ほど開けておく。
- ③ 玄関に入ったらビニール袋を置き、清潔ゾーンを作り、貴重品、物品をおき、PPE を装着する。  
(近隣の目があるので、庭などで PPE の装着ができる場合を除けば、玄関で着替える)

⇒ [PPE 着脱の手順例 \(P9 参照\)](#)

#### 【C. 自宅療養者の部屋への入室】 不潔ゾーン

- ① 部屋に入ったら、はじめに換気を、次に自宅療養者および家族に、マスクの装着を求める。

換気が不十分、あるいは自宅療養者の呼吸器症状が強い場合には、扇風機を自分の背後に置き、風を流す。できるだけ自分が風下にならないようにし、開けている窓の方に向けて風をあて、換気する。

参考動画：「新型コロナウイルスに感染した利用者への訪問のデモンストレーション」

神戸市看護大学いちかんダイバーシティ看護開発センター

<https://www.dropbox.com/s/zr7o6mwuo4zls8o/training5.mp4?dl=0>

#### (4)ケアの実施

生命・生活維持のための必要最小限のケアを、最短時間で提供する！(時間は15分以内目標)  
距離は1m以上とり、正面に立たない。咳がある、マスク未着用では2Mの距離を保つなど、距離、位置はできる限り工夫をする。

##### ① 身体状況の確認・観察実施

確認項目は 以下図①を参照。その他医師に指示された項目の観察を行う

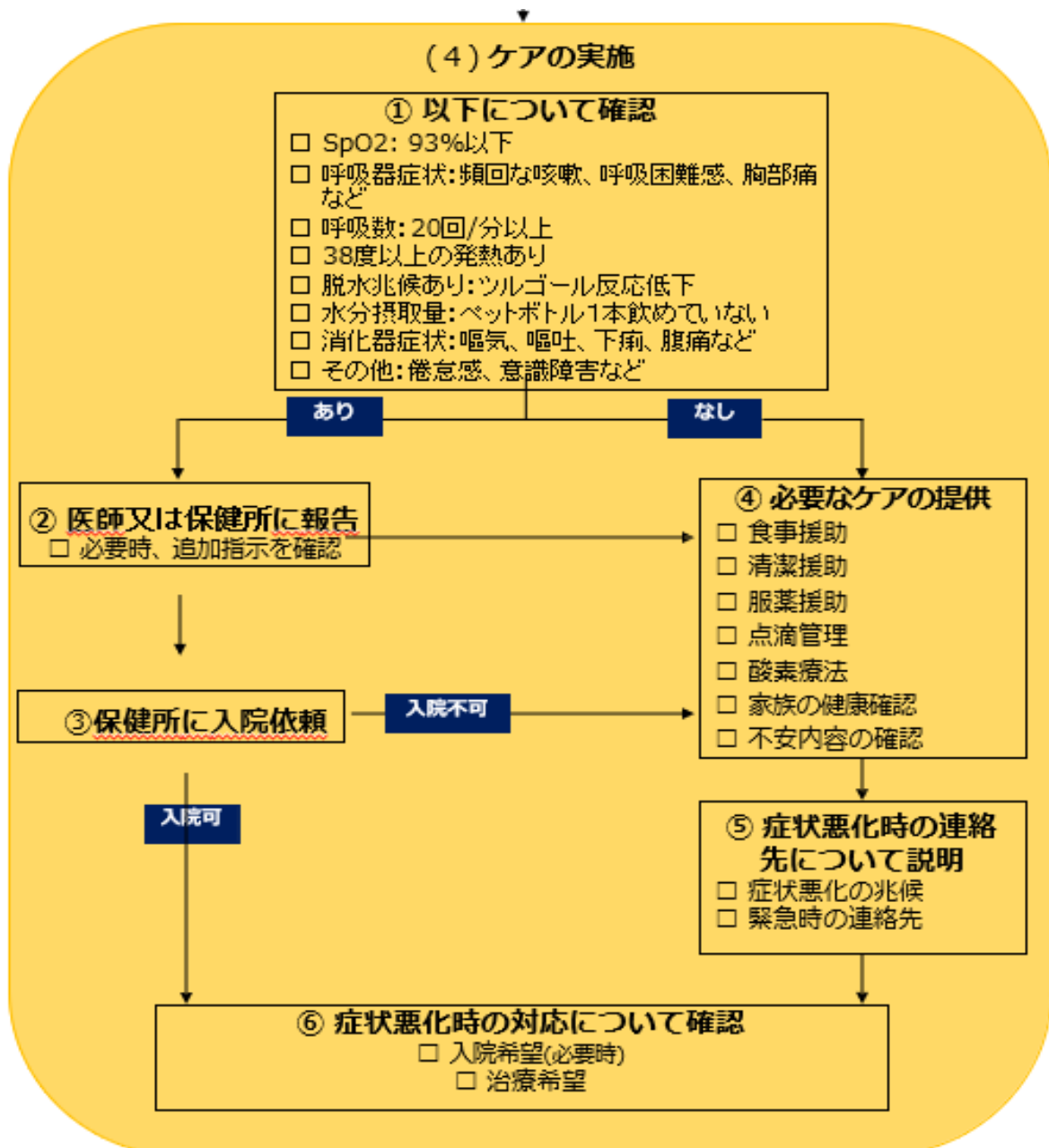
##### ② 必要なケア、医師の指示のもとでの処置を提供／緊急報告の実施

◎ケア・処置の例(以下図④参照)

○短時間(15分以内を目標)とするため、生命にかかわる処置ケアを最優先する。

○状態観察後、緊急報告が必要と判断した場合は、医師、保健所への報告を優先する。

救急要請や指示受けなどには時間がかかるため、自宅療養者に説明し、一旦、訪問を終了後、自宅療養者宅を出るなどして、各種連絡、調整対応することが望ましい。



日本訪問看護財団、全国訪問看護事業協会「訪問看護師による自宅療養者への対応マニュアル(第2版)」より抜粋し一部改変したもの



### 【医師の指示や対応例】

以下は例であり、医師の指示によるところです。直接医師にご確認ください。

- SpO<sub>2</sub> が 93%以下(又は前回訪問時より数値が急激に低下時)や呼吸数が 20 回/分以上の場合は入院が必要である可能性が非常に高い
- 38℃以上の高熱⇒アセトアミノフェン等の解熱剤の投与
- 脱水症状がある⇒末梢静脈からの点滴

### (参考にしていただきたい資料)

- ① [大阪府新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者への対応ガイド\(大阪府医師会\)](#)
- ② [新型コロナウイルス感染症の手引き 第 6.1 版](#)
- ③ [新型コロナウイルス感染症の手引き 第 6.1 版 別冊 罹患後症状のマネジメント\(暫定版\)](#)

### 【医師の指示後の対応例】

- 処方薬や点滴があれば、薬局に依頼して迅速にポストインするように依頼する
- 酸素業者にも確認し、迅速に持ってきてもらうようにする。(使用済酸素ボンベの回収方法を検討)
- その他、基礎疾患があれば、その薬剤についても検討を依頼する

## (5) 自宅療養者、ご家族への説明、指導

- ① 自宅療養中のセルフチェック(A)や、体調悪化のサイン、緊急時の高い症状について(B)の説明を行う。


### A: 自宅療養中のセルフチェックについて

- 1日3回、体温および呼吸状態を自身で確認するよう説明
- 上記のタイミング以外でも、体調悪化時には適宜、確認するよう説明

### B: 体調悪化のサイン、緊急性の高い症状について

●緊急性の高い症状 ※はご家族がご覧になって判断した場合です。

表情・外見	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 顔色が明らかに悪い ※</li><li>・ 唇が紫色になっている</li><li>・ いつもと違う、様子がおかしい ※</li></ul>
息苦しさ等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 息が荒くなった(呼吸数が多くなった)</li><li>・ 急に息苦しくなった</li><li>・ 日常生活の中で少し動くとき息があがる</li><li>・ 胸の痛みがある</li><li>・ 横になれない・座らないと息ができない</li><li>・ 肩で息をしている・ゼーゼーしている</li></ul>
意識障害等	<ul style="list-style-type: none"><li>・ ぼんやりしている(反応が弱い) ※</li><li>・ もうろうとしている(返事がない) ※</li><li>・ 脈がとぶ、脈のリズムが乱れる感じがする</li></ul>



(引用：厚生労働省、令和2年4月27日 発出 事務連絡。  
新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について)

- ② 症状悪化時の対応、緊急時の連絡先の説明

あらかじめ医師と相談し、緊急時連絡先や、体調不良となったらどのように医療機関を受診するかなど説明しておく。また、大阪府の相談先等 (P11 資料 D)をお伝えする。

- ③ 入院希望、宿泊療養の希望の確認(医師、保健所の指示によるものとなることに注意)

地域行政からの配布資料があれば、その資料をもとに説明する。厚生労働省等の自宅療養者等への案内、チラシ等を最大限に活用する

⇒ [自宅療養者、ご家族への説明に活用できる案内、チラシ \(P10 参照\)](#)

## (6)退室時の実践

### ① 使用後の物品

- 廃棄するものとししないもの用の袋(ゴミ袋等)を2つ用意する。
- 玄関で PPE を脱ぐ。脱いだら廃棄物品用の袋に入れ、口をきつく縛り、玄関に置いておく。  
破棄は本人または家族に行ってもらおうよう声をかけておく。
- どうしても持ち帰る必要がある物品は、ビニール袋に密閉し持ち帰り、後に確実に消毒する。
- ゴーグルなどの持ち帰り器材を入れたビニール袋は、さらに違うビニール袋に二重に入れる。

### ② 退室後の手指消毒等

- アンダー手袋の上からアルコールで手指消毒し、手袋脱衣後、手指をアルコール消毒する。

## (7)関係各所へ連絡

- ① 関係者(家族、保健所、主治医、酸素業者、ケアマネジャーなど)に電話をし、報告、情報共有する。
- ② 入院時等は、自宅療養中の経過について、看護サマリーなどを用いて情報提供を行う。

## ■IV. 隔離(療養)解除時の対応 (ご本人)

- 残存している症状の有無・程度 及び、心身両側面の低下状況について把握する。
- 公的サービスの再開あるいは継続について関係者と調整する。
  - 一時的にストップしていたサービスについては、隔離解除後すみやかに再開できるよう調整。
  - 追加のサービスの必要性について、ケアマネジャー等へ情報共有する。

⇒[療養の解除について \(P10 参照\)](#)

## ■V. ご家族や支援者の濃厚接触の確認と助言 (ご家族・支援者等)

- 大阪府では、2022年1月より、保健所による疫学調査の範囲が縮小しました。このため、ご本人の隔離(療養)解除が終了しても、ご家族の濃厚接触者状況の確認し、対応法(待機中の生活、待機解除時期)の説明の必要がある。(保健所への報告は不要)
- また、療養者の自宅に出入りする支援者等が、療養者本人との接触により、濃厚接触となる可能性もあるため、接触状況などから勘案し、相談助言が必要となる。
- 国の濃厚接触者の定義や府内の検査体制は、感染拡大状況等により更新されますので、常に最新情報を入手しましょう。

事業所における新型コロナウイルス感染症感染急拡大時の対応について(大阪府)

(2022年1月27日現在)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/noukou10niti.html>

府内の診療検査体制

(2022年1月27日現在)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kansenshokikaku/kensataisei/#1>

## ■ VI. 自宅療養中の訪問看護療養費、介護保険制度について

○自宅療養中の医療等の費用の自己負担分は、公費で補助されます。

### 新型コロナ禍における訪問看護関連の臨時的対応(報酬等)

	医療保険の訪問看護	介護保険の訪問看護
臨時的取扱い		・一時的対応としての人員基準欠員の柔軟な対応
報酬 算定関連	① 感染症(疑い含む)利用者へ、主治医から感染予防の必要性について指示を受けた場合： ⇒月1回の特別管理加算(2,500円)を別途算定可 ② 利用者からの要望等で、主治医の指示を受け、電話等で病状確認や指導を行った場合： ⇒訪問看護管理療養費(3,000円)が算定可、ただし、月1回以上訪問看護を提供していること ③ 訪問看護感染症対策実施加算(R3年9月末迄) ④ 訪問看護ステーションにおいては長時間訪問看護加算(5,200円)*を、訪問看護を行った時間を問わず1日につき1回算定できる	① 20分未満の訪問看護の算定要件を緩和し、訪問看護計画に位置付けられた内容のうち必要最低限の看護の提供で算定できる ② 利用者から訪問を控えるよう要請がある場合、主治医への報告と指示を確認の上、電話等による病状確認を行って週1回に限り20分未満の訪問看護費(312単位又は(介護予防:301単位))を算定可、ただし月1回以上訪問看護を提供していること ③ 基本報酬に0.1%上乘せ(R3年9月末迄)

※注意:通常の訪問看護では、長時間加算は1回/週迄であるが、陽性者対応では1回/日、提供時間に関わらず算定可(R3.9月28日以降は、100分の300に相当する額が算定可)

参考:厚生労働省、新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 36、52、63)

※臨時的特例等の取り扱いについて厚生労働省から随時発出されています。通達等を必ずご確認ください。

☞(参考)新型コロナウイルス感染症に係る報酬関係(当会 HP Q&A)⇒随時情報の集約、更新中

当会 Q&A ページ <https://daihoukan.or.jp/korona-housyu/>

### ○大阪府新型コロナウイルス感染症自宅療養者往診等実施協力金

大阪府では、コロナの陽性者と確定し、訪問看護を実施した場合、協力金が申請できます。

協力金 訪問看護 8,280円/1回あたり (上限10回まで 実施期間は以下確認)

掲載ページ; [https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/2019ncov/r3\\_oushin.html](https://www.pref.osaka.lg.jp/iryu/2019ncov/r3_oushin.html)

## ■VII. 契約・重要事項説明について

訪問看護の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族等に対し、運営規定の概要等の重要事項を記載した文書を交付して説明し、同意については書面によって確認することが望ましいとされているが、新型コロナウイルス感染症に感染している等の利用者の状態に応じて、説明は電話等により行い、必要な書面については後日郵送等により対応してもよい。

参考 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その 57)

URL <https://www.zenhokan.or.jp/wpcontent/uploads/tuuti1174.pdf>



## ■Ⅷ. 情報収集項目／チェックリスト等

### 1) 依頼者からの基礎情報の収集(項目例／チェックリスト)

チェック	情報収集項目	メモ
<input type="checkbox"/>	【陽性者等の属性等】 氏名: 性別: 生年月日・年齢: 住所: 連絡先: キーパーソン(連絡がとれる人)の名前・連絡先:	
<input type="checkbox"/>	発症日: 年 月 日( )発症 (無症状の場合は PCR 陽性日を発症日とする)	
<input type="checkbox"/>	隔離期間: 年 月 日( )から 年 月 日( )まで	
<input type="checkbox"/>	家族形態: 独居 同居家族あり(家族構成 )	
<input type="checkbox"/>	基礎疾患の有無: なし あり( ) 薬剤: なし あり ( )	
<input type="checkbox"/>	かかりつけ医の有無: なし あり (病院名: ) (連絡先: )	
<input type="checkbox"/>	公的サービス利用の有無: 利用なし 利用あり (介護保険・自立支援給付・その他) (担当者名・連絡先 )	

[リンク元に戻る](#)

### 2) 電話問診による自宅療養者への事前の情報収集(項目例／チェックリスト)

チェック	情報収集項目	メモ
<input type="checkbox"/>	基礎疾患および現在治療中の疾患:	
<input type="checkbox"/>	体温測定( )℃ SpO <sub>2</sub> 測定( )% 時 分 症状等の確認 <input type="checkbox"/> 咳 <input type="checkbox"/> 呼吸困難感 <input type="checkbox"/> 痰 <input type="checkbox"/> 頭痛 <input type="checkbox"/> 倦怠感 <input type="checkbox"/> 嘔気・嘔吐 <input type="checkbox"/> 下痢 <input type="checkbox"/> 食欲低下 <input type="checkbox"/> 水分摂取(500ml以上摂取できていない) <input type="checkbox"/> 排尿回数( ) <input type="checkbox"/> その他( )	
<input type="checkbox"/>	家族形態について <input type="checkbox"/> ① 独居 <input type="checkbox"/> ② 独居だが、通いで家族・知人からケアを受けている <input type="checkbox"/> ③ 同居(家族構成: ) → ②③の場合、 <input type="checkbox"/> 家族・知人等の PCR 結果( 陽性 ・ 陰性 ・ 未受検) <input type="checkbox"/> 家族・知人等の症状について( 発熱 ・ 呼吸器症状 ・ ) 感染予防対策について情報提供	
<input type="checkbox"/>	SpO <sub>2</sub> モニターの有無: なし ・ あり	
<input type="checkbox"/>	体温計の有無: なし ・ あり	

[リンク元に戻る](#)

### 3) 訪問前に自宅療養者宅へ電話／チェックリスト

チェック	実施項目	メモ
<input type="checkbox"/>	訪問日時を伝える（ 月 日( ) 午前・午後 時～） →訪問時間は前後の幅に余裕をもってお伝えする	
<input type="checkbox"/>	訪問約 15～30 分前程度までに実施しておいてほしいことを指示 <input type="checkbox"/> 体温測定 <input type="checkbox"/> (モニターを持っている場合)SpO2 値:安静時・労作後 <input type="checkbox"/> (血圧計を持っている場合)血圧測定 <input type="checkbox"/> 脈拍測定	
<input type="checkbox"/>	訪問 10 分前になったら部屋の2箇所を換気するよう指示 扇風機があれば出してもらっておく	
<input type="checkbox"/>	可能であれば、訪問時間になったらドアを開けておくよう指示 → 鍵の受け渡しボックスなどあれば確認する	
<input type="checkbox"/>	訪問時の出迎えやお茶出しなどは不要であることを伝える	
<input type="checkbox"/>	訪問時は、自宅療養者本人および家族(同席者)全員、マスクを着用するよう依頼	
<input type="checkbox"/>	訪問中に出たゴミ(PPE や処置によるゴミ)は、家から持ち出せないので自宅で処分してもらうことをあらかじめ説明しておく	
<input type="checkbox"/>	自宅療養者および家族に、医療に関する希望内容を確認	
<input type="checkbox"/>	自宅療養者および家族に、食事準備や買い物など日常生活の状況を確認	

[リンク元に戻る](#)

### 4) 訪問セットの準備／チェックリスト

チェック	実施項目	メモ
<input type="checkbox"/>	<b>訪問セットの準備</b> <b>【PPE】</b> <input type="checkbox"/> 手袋(ニトリル手袋/ プラスティック手袋の2種類) <input type="checkbox"/> マスク(サージカル/ N95) <input type="checkbox"/> ガウン(袖付き) <input type="checkbox"/> ゴーグルもしくはフェイスシールド <input type="checkbox"/> キャップ <input type="checkbox"/> 足袋(使い捨てスリッパ) <input type="checkbox"/> 擦式アルコール手指消毒薬  <b>【環境整備・機器用の消毒薬】</b> <input type="checkbox"/> 濃度 60%以上のアルコール、 <small>(推奨は、70%～95%といわれていますが、入手不能時は、60%以上で可)</small> <b>【ケア物品】</b> <input type="checkbox"/> SpO2 モニター <input type="checkbox"/> 体温計 <b>【その他】</b> <input type="checkbox"/> ゴミ袋(大小、レジ袋など)	

[リンク元に戻る](#)

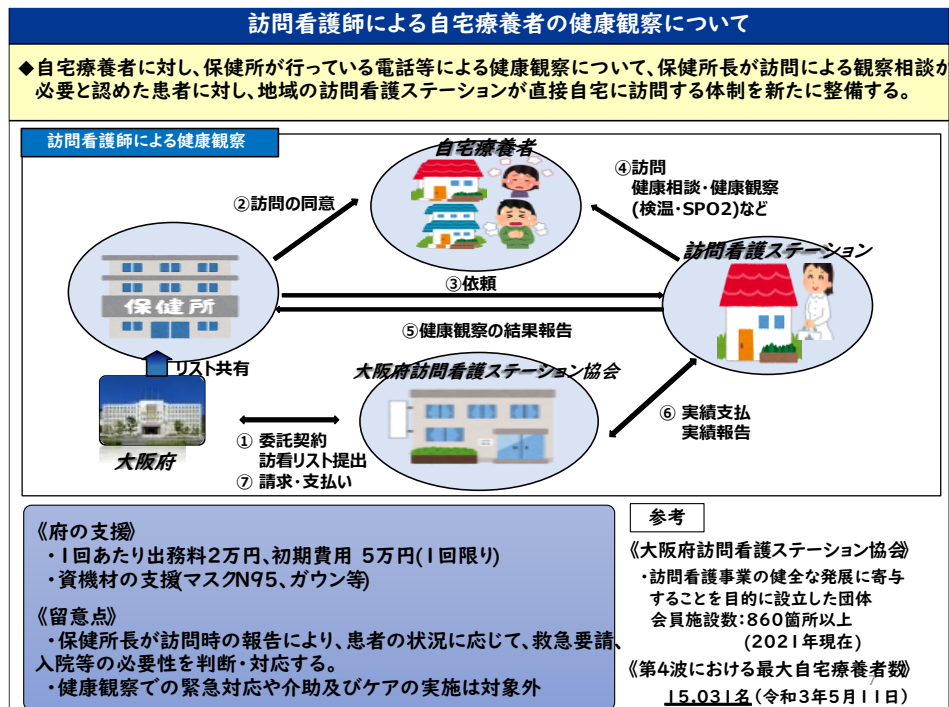
## IX. 参考資料

### 1) 「健康観察」事業について（訪問看護師による自宅療養者への健康観察）

○大阪府では、標記事業が府下全域に実施されています。事業概要図は以下。(府委託事業)

○通常の医師の指示のもとでの訪問看護とは異なり、保健所依頼で訪問看護師が「健康観察」を行うものです

大阪府訪問看護ステーション協会 HP : <https://daihoukan.or.jp/kenkoukansatu-2021-page/>



[リンク元に戻る](#)

### 2) 個人防護具(PPE)の着脱手順例

#### 着用

気道分泌物の吸引、気管挿管、NPPV装着、気管支鏡検査、心肺蘇生を行う可能性がある場合はN95マスクを使用する。

**ポイント①**  
N95装着後はユーザーシールチェック

**完成形**

a. 両手でマスクを覆う  
b. 息を強く吐き出す  
c. マスクと顔の隙間から空気が漏れないことを確認する

**ポイント②**  
N95→シールドマスク→キャップの順

**ポイント③**  
手袋でガウンの袖を覆う

#### 脱衣

①ガウンと手袋は一緒に、裏返ししながら脱ぐ。

ガウンの表面をつかみ、 首のうしろ部分をちぎる。 裏が表になるように、

素手で表にふれないように 小さくまとめて、 捨てる。

②手指衛生 ③キャップ→シールドマスク→N95の順に ④手指衛生

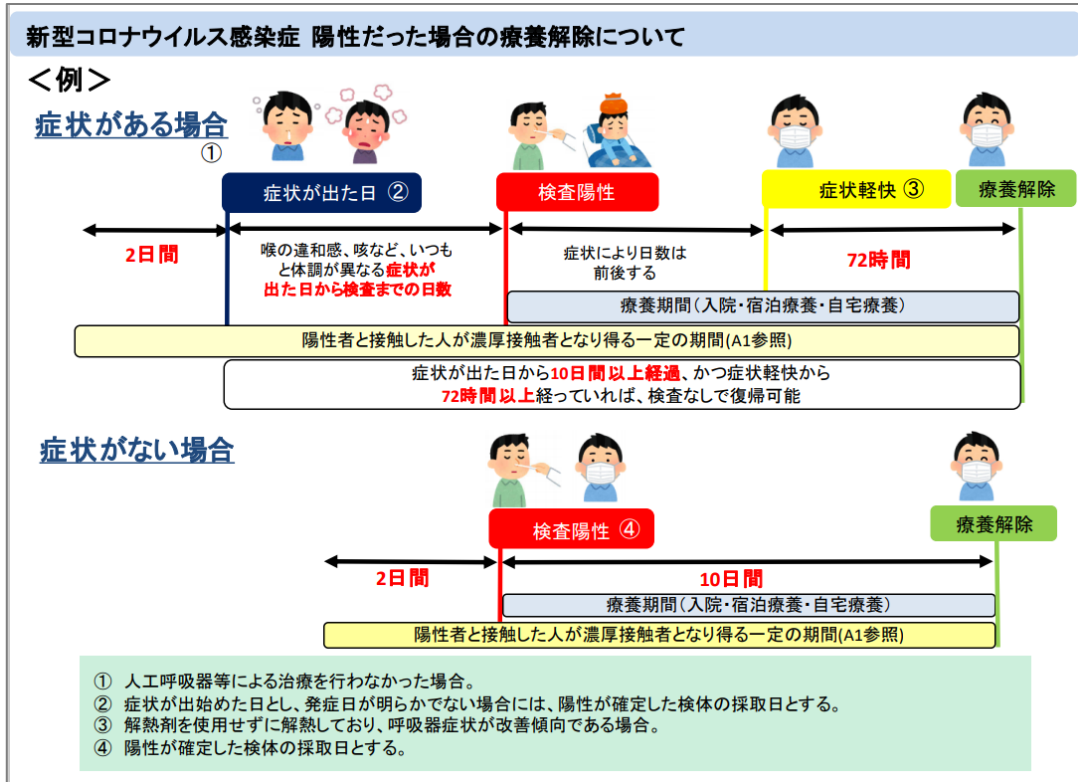
顔に触れないように外す。

②と④の手指衛生忘れずに！ 顔に触れない！ 丁寧に手順通り脱ぐ！

出典 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（日本環境感染症学会）より

[リンク元に戻る](#)

### 3)陽性だった場合の療養解除について(厚生労働省)



出典:URL <https://www.mhlw.go.jp/content/000814817.pdf>

[リンク元へ戻る](#)

### 4) 自宅療養者、ご家族への説明、指導に活用できる案内、チラシ

#### A. ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと(厚生労働省)

ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合  
家庭内でご注意いただきたいこと  
～8つのポイント～

(一般社団法人日本環境感染学会とりまとめを一部改変) 令和2年3月1日版

**部屋を分けましょう**

- ◆ 個室にしましょう。食事や寝るときも別室としてください。  
・子どもがいる方、部屋数が少ない場合など、部屋を分けられない場合には、少なくとも2m以上の距離を保ったり、仕切りやカーテンなどを設置することをお薦めします。  
・寝るときは頭の位置を互い遠いようにしましょう。
- ◆ ご本人は極力部屋から出ないようにしましょう。  
トイレ、バスルームなど共有スペースの利用は最小限にしましょう。

**感染者のお世話はできるだけ限られた方で。**

- ◆ 心臓、肺、腎臓に持病のある方、糖尿病の方、免疫の低下した方、妊婦の方などが感染者のお世話をするのは避けてください。

**マスクをつけましょう**

- ◆ 使用したマスクは他の部屋に持ち出さないでください。
- ◆ マスクの表面には触れないようにしてください。マスクを外す際には、ゴムやひもをつまんで外しましょう。
- ◆ マスクを外した後は必ず石鹸で手を洗いましょう。  
(アルコール手指消毒剤でも可)

※マスクが汚れたときは、すぐに新しい清潔な乾燥マスクと交換。  
※マスクがないときなどに咳やくしゃみをする際は、ティッシュ等で口と鼻を覆う。

**こまめに手を洗いましょう**

- ◆ こまめに石鹸で手を洗いましょう、アルコール消毒をしましょう。洗っていない手で目や鼻、口などを触らないようにしてください。

厚生労働省 裏面へ

**換気をしましょう**

- ◆ 定期的に換気してください。共有スペースや他の部屋も窓を開け放しにするなど換気しましょう。

**手で触れる共有部分を消毒しましょう**

- ◆ 共用部分(ドアの取っ手、ノブ、ベッド柵など)は、薄めた市販の家庭用塩素系漂白剤で拭いた後、水拭きしましょう。  
・物に付着したウイルスはしばらく生存します。  
・家庭用塩素系漂白剤は、主成分が次亜塩素酸ナトリウムであることを確認し、使用量の目安に従って薄めて使ってください(目安となる濃度は0.05%です(製品の濃度が6%の場合、水3Lに液を25mlです。))。
- ◆ トイレや洗面所は、通常家庭用洗剤ですすぎ、家庭用消毒剤でこまめに消毒しましょう。  
・タオル、衣服、食器、箸・スプーンなどは、通常の洗濯や洗浄でかまいません。  
・感染者の使用したものを分けて洗う必要はありません。
- ◆ 洗浄前のものを共用しないようにしてください。  
・特にタオルは、トイレ、洗面所、キッチンなどでは共用しないように注意しましょう。

**汚れたリネン、衣服を洗濯しましょう**

- ◆ 体液で汚れた衣服、リネンを取り扱う際は、手袋とマスクをつけ、一般的な家庭用洗剤で洗濯し完全に乾かしてください。  
・糞便からウイルスが検出されることがあります。

**ゴミは密閉して捨てましょう**

- ◆ 鼻をかんだティッシュはすぐにビニール袋に入れ、室外に出すときは密閉して捨ててください。その後は直ちに石鹸で手を洗いましょう。

- ご本人は外出を避けて下さい。
- ご家族、同居されている方も熱を測るなど、健康観察をし、不要不急の外出は避け、特に咳や発熱などの症状があるときには、職場などに行かないでください。

出典:URL <https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000601721.pdf>

[リンク元に戻る](#)



## B. 新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方（環境省）

### 新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方

新型コロナウイルスなどの感染症に感染した方やその疑いのある方などがご家庭にいらっしゃる場合、鼻水等が付着したマスクやティッシュ等のごみを捨てる際は、以下の『ごみの捨て方』に沿って、「**ごみに直接触れない**」「**ごみ袋はしっかりとしばって封をする**」そして「**ごみを捨てた後は手を洗う**」ことを心がけましょう。

#### ごみの捨て方

①ごみ箱にごみ袋をかぶせませす。いっはいになる前に早めに必要のとりごみ袋をしぼって封をしましょう。

②マスク等のごみに直接触れることがないようにしっかりとしばります。

③ごみを捨てた後は石鹸を使って、流水で手をよく洗いましょう。

※万一、ごみが袋の外に触れた場合は、二重にごみ袋に入れてください。

- 『ごみの捨て方』に沿っていただくことにより、ご家族だけでなく、皆様が出したごみを扱う市町村の職員や廃棄物処理業者の方にとっても、新型コロナウイルスやインフルエンザウイルスなどの感染症対策として有効です。
- ごみを捨てる際は自治体のルールに従うとともに、ポイ捨ては絶対にやめましょう。使用済みのマスク等のごみを捨てる際にも、『ごみの捨て方』を参考に、「ごみに直接触れない」「ごみ袋はしっかりとしばって封をする」そして「ごみを捨てた後は手を洗う」ことに注意しましょう。

環境省

環境省公式HP

出典: URL

[http://www.env.go.jp/saigai/novel\\_coronavirus\\_2020/flyer\\_on\\_disposal\\_of\\_contaminated\\_household\\_waste.pdf](http://www.env.go.jp/saigai/novel_coronavirus_2020/flyer_on_disposal_of_contaminated_household_waste.pdf)

## C. 新型コロナウイルス対策身のまわりを清潔にしましょう（厚生労働省、経済産業省、消費者庁）

### 新型コロナウイルス対策 身のまわりを清潔にしましょう。

石けんやハンドソープを使った丁寧な手洗いを行ってください。

手洗い	残存ウイルス
手洗いなし	約 100 万個
石けんやハンドソープで10秒もみ洗い後流水で15秒すすぐ	1回 約 0.01% (数百個) 2回 繰り返す 約 0.0001% (数個)

手洗いを丁寧に行うことで、十分にウイルスを除去できます。さらにアルコール消毒液を使用する必要はありません。

(調査元: 感染症学雑誌, 80:456-500, 2008 年9月号)

食器・手すり・ドアノブなど身近な物の消毒には、アルコールよりも、**熱水**や**塩素系漂白剤**、及び一部の**洗剤**が有効です。

**熱水**

食器や箸などは、80℃の熱水に10分間さらすと消毒ができます。大瓶に注意してください。

**塩素系漂白剤**  
(次亜塩素酸ナトリウム)

濃度 0.05% に薄めた上で、拭くと消毒ができます。ハイター、ブリーチなど、裏面に作り方を表しています。  
※ 目や鼻への影響があります。  
※ 漂白剤には必ず分量が必要です。  
※ 必ず製品の注意事項もご確認ください。  
※ 効果は弱まる場合があります。

**洗剤**

有効な界面活性剤が含まれるNITE ウェブサイトで検索リストを公開しています。  
NITE 検索リスト  
こちらをクリック

### 参考 0.05% 以上の次亜塩素酸ナトリウム液の作り方

以下は、次亜塩素酸ナトリウムを主成分とする製品の例です。商品によって濃度が異なりますので、以下を参考に作り方を確認ください。

メーカー (五十音順)	商品名	作り方の例
花王	ハイター キッチンハイター	水 1 L に本商品 25 mL (商品付属のキャップ 1 杯) <sup>*</sup> <small>* 次亜塩素酸ナトリウムは、一時的にゆっくりと分離し、濃度が低下してきます。瓶入りから使う場合は、水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯) が目安です。</small>
カネヨ石鹸	カネヨブリーチ カネヨキッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
ミツイエ	ブリーチ キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

(プライベートブランド)

ブランド名 (五十音順)	商品名	作り方の例
イオングループ (トップバリュ)	キッチン用漂白剤	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
西友 / サニー / リウイン (きほんのき)	台所用漂白剤	水 1 L に本商品 12 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)
セブン&アイ ホームデングス (セブンプレミアム ライフスタイル)	キッチンブリーチ	水 1 L に本商品 10 mL (商品付属のキャップ 1/2 杯)

※ 上記のほかにも、次亜塩素酸ナトリウムを成分とする商品は多数あります。表にない場合、商品パッケージや HP の説明にしたがってご使用ください。

※ 洗剤の使い方はこちら\*\*\*

こちらをクリック

出典: URL

<https://www.mhlw.go.jp/content/10900000/000645359.pdf>

[リンク元に戻る](#)

12



## D 大阪府民の新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口

大阪府民の皆様へ

新型コロナウイルス感染症が急拡大しています！  
感染防止対策を徹底するとともに、  
体調の変化等があれば、速やかにご相談ください。

フリップ⑤

**感染の疑いや、陽性者と濃厚接触の可能性、後遺症の症状がある場合**

- ・かかりつけ医がない、夜間・休日で受診できる医療機関がない
- ・陽性者と濃厚接触の可能性があり、検査を受けたい
- ・療養解除後も後遺症に悩んでいる

**新型コロナ 受診相談センター**  
全日24時間受付

06-7166-9911 (8時~21時)  
050-3531-5598 (21時~翌8時)

**陽性判明後 自宅待機中や、自宅療養中の場合**

- ・陽性判明日から2日経過しても保健所から連絡がない
- ・夜間・休日に体調悪化し、健康相談(医療機関を受診)したい

**自宅待機SOS**  
(自宅待機者等24時間緊急サポートセンター)  
全日24時間受付

ココニツク(ン)  
0570-055221

**一般的な健康相談や、その他の相談**

- ・新型コロナに関する健康相談やその他の相談をしたい

**府民向け相談窓口**  
全日9時~18時受付

06-6944-8197

出展:大阪府 知事の記者会見 > 知事のフリップ (2022年1月26日)

URL <https://www.pref.osaka.lg.jp/attach/35718/00391912/0126.pdf>

その他府内相談センター

<https://www.pref.osaka.lg.jp/iryo/osakakansensho/corona-denwa.html>

[リンク元に戻る](#)

## 【謝 辞】

本ガイドをまとめるにあたり、公益財団法人日本訪問看護財団、一般社団法人全国訪問看護事業協会新型コロナウイルス感染症 訪問看護師による自宅療養者への対応マニュアル(第2版)を参考にさせていただきました。

## 【引用・参考文献等】

1. 公益財団法人日本訪問看護財団, 一般社団法人全国訪問看護事業協会(令和 3 年 7 月 30 日)、新型コロナウイルス感染症 訪問看護師による自宅療養者への対応マニュアル(第2版)  
[https://www.jvnf.or.jp/corona\\_manual/corona-manual-1\\_2.pdf](https://www.jvnf.or.jp/corona_manual/corona-manual-1_2.pdf) (参照 2021 年8月25日)
2. 一般社団法人 日本在宅ケアライアンス(2021 年8月 25 日)新型コロナウイルス感染症の自宅療養者に対する医療提供プロトコル(第4版)診療プロトコル(第4版).  
<https://www.jhhca.jp/covid19/210518protocol/> (参照 2021 年8月 25日)
3. 厚生労働省. 新型コロナウイルス感染が疑われる人がいる場合の家庭内での注意事項(日本環境感染学会とりまとめ). [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00009.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00009.html)  
(参照 2021 年 6 月 29 日)
4. COVID-19 在宅医療・介護現場支援プロジェクト(2021 年 2 月 20 日)在宅自宅療養者が新型コロナウイルスの感染者・濃厚接触者になったかもしれない…という一報を受けたらすぐに対応すべきこと(主に訪問看護師とケアマネジャー 向け).  
[https://covid19hc.info/wp-content/uploads/2021/02/hvn\\_leaflet1.pdf](https://covid19hc.info/wp-content/uploads/2021/02/hvn_leaflet1.pdf)  
(参照 2021 年 6 月 30 日)
5. 厚生労働省. 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る自宅療養の実施に関する留意事項(第5版).  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000740155.pdf> (参照 2021 年 6 月 29 日)
6. 厚生労働省. 中医協総合-3 令和 2 年 4 月 24 日資料 新型コロナウイルス感染症に伴う医療保険制度の対応について.  
<https://www.mhlw.go.jp/content/12404000/000624500.pdf> (参照 2021 年 6 月 30 日)
7. 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部(令和 2 年 4 月 27 日)事務連絡 新型コロナウイルス感染症の軽症者等に係る宿泊療養・自宅療養における健康観察における留意点について  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000625758.pdf> (参照 2021 年 6 月 29 日)
8. 厚生労働省保険局医療課(令和 3 年 2 月 26 日)(令和3年8月24日)事務連絡 新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その36)(その52).  
[https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2020/210226iryo-tsuchi\\_2.pdf?fbclid=IwAR3NiF-xEfcjNuLxfXJWYcB8JxJQCsfUBfJsHYefrWOB-n-sjE28vJemRc](https://www.jvnf.or.jp/newinfo/2020/210226iryo-tsuchi_2.pdf?fbclid=IwAR3NiF-xEfcjNuLxfXJWYcB8JxJQCsfUBfJsHYefrWOB-n-sjE28vJemRc) (参照 2021 年8月30日)
9. 一般社団法人大阪府訪問看護ステーション協会(令和3年 7 月 28 日(8 月 28 日改定))「健康観察」の手引き保健所(保健師)確認用
10. 一般社団法人大阪府医師会 新型コロナウイルス感染症にかかる自宅療養者への対応ガイド(令和 3 年 8 月) [https://www.osaka.med.or.jp/upload/files/20210827\\_150457\\_014107.pdf](https://www.osaka.med.or.jp/upload/files/20210827_150457_014107.pdf)  
(最終確認日 2022年1月27日)
11. 新型コロナウイルス感染症診療の手引き COVID-19 第 6.1 版  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000875189.pdf> (最終確認日 2022 年 1 月 27 日)
12. 新型コロナウイルス感染症の手引き 第 6.1 版 別冊 罹患後症状のマネジメント(暫定版)  
<https://www.mhlw.go.jp/content/000860932.pdf>(最終確認日 2022 年 1 月 27 日)

## 改定内容

令和3年 9月 1日 発行

令和3年 9月18日 リンク修正(大阪府医師会 P5)

令和4年 1月27日

P6 V. ご家族や支援者の濃厚接触の確認と助言 追加

P7 報酬関係部分 追加修正

P7 VII. 契約・重要事項説明について 追加

P13 資料 D 大阪府民の新型コロナウイルス感染症 電話相談窓口 他 追加

～順次、更新してまいります。最新情報は各事業所でご確認をお願いします～